

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	母子寡婦日常生活の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西和賀町は、母子寡婦の日常生活の支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県西和賀町長

公表日

平成27年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子寡婦日常生活の支援に関する事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等や寡婦に対し、日常生活に支障が出ている場合に支援する者を派遣し、生活の安定を図る。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②派遣要件の確認 ③申請者や同居者の確認 ④負担額の算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第44項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第7項、別表第二(情報照会者)第64項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	課長 刈田 哲彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西和賀町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西和賀町 町民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

